

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（計画区域において4ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	浪江競走馬 トレーニングセンター 事業	末森地区	株式会社 Blooming Stables

図面記号									
X									
1 当事者の住所等 (※1)	当事者の別	氏名			住所				
	譲受人	株式会社 Blooming Stable			東京都中央区日本橋人形町 一丁目12番1号				
	譲渡人	別紙(1)			のとおり				
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
			別紙(2)		のと	おり			
	計	㎡(田 ㎡ 畑 ㎡)							
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	所有権	移転	復興整備計画公表後	永年					
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・農地に盛土を行うが、用排水系統の機能を代替えるため、周辺の農地の営農条件や水路管理に支障は生じない。 ・整備により、一部のため池、水路を廃止することになるが、関係者との協議済みであり、周辺の農地の営農条件や水路管理に支障は生じない。 								

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。

- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 4 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。